

田 環 第 5 2 号

令和6年6月5日

各 位

田辺市長 真砂 充敏

(公 印 省 略)

照明LED化事業公募型プロポーザル質問回答書

田辺市公共施設照明LED化事業公募型プロポーザル並びに田辺市屋外灯照明LED化事業公募型プロポーザルに関する質問事項について、別紙のとおり回答いたします。

事務局

田辺市環境部環境課 環境企画係：鷹巣・岡本

〒646-8545 田辺市東山一丁目5番1号

TEL：0739-26-9927 FAX：0739-26-7255

E-mail：kankyo@city.tanabe.lg.jp

No	該当事業名	ページ・項目	質問内容	回答
1	屋外灯 公共施設	実施要領 P4 8 企画提案書の提出	企画提案書をアップロードすることとありますが、アップロードするデータ形式は、PDFファイル形式で宜しいでしょうか。また、その際、データ容量の上限があるのかご教示ください。	アップロードするデータ形式はPDFファイルでお願いします。企画提案書提出フォームでは、1つのファイルにつき、アップロードできるサイズは10MBまでです。
2	屋外灯 公共施設	実施要領 P4 8 企画提案書の提出	企画提案書作成要領(4)では、会社名および会社のロゴ等を記載しないこと、とありますが、企画提案書の提出(データアップロード)については、(正)会社名あり、(副)会社名なし、の2種類を提出するという認識で宜しいでしょうか。	会社名無しの1種類の提出で可とします。
3	屋外灯 公共施設	実施要領 P6 9 企画提案書の作成要領 ケ 提案価格見積書	器具種別ごとの内訳として～記載すること。とありますが、器具費、調査費、施工費、処分費、維持管理費、リース費用、その他は概ね記載の項目の小計金額の記載でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	屋外灯 公共施設	実施要領 P7 11 プレゼンテーション及び ヒアリング	プレゼンテーションの当日、事業者側で機材等は準備するのでしょうか。	本市では、ディスプレイ(86インチ)、HDMIケーブル及び電源のみを用意するため、パソコンその他必要な機材については、提案者が準備してください。
5	屋外灯 公共施設	実施要領 P7 11 プレゼンテーション及び ヒアリング	プレゼンテーション当日は、提出した提案書の内容を抜粋したものをパワーポイントで使用するのでしょうか。提案書以外の資料を使用することは可能でしょうか。(原則、提案書資料に付随する内容のものです)	パワーポイント並びに提案書以外の資料の使用は可とします。ただし、企画提案書の内容を基本とします。

6	屋外灯 公共施設	実施要領 P7 11 プレゼンテーション及び ヒアリング	プレゼンテーションの説明時は企画提案書を基本とございますが、企画提案書の内容に沿ったパワーポイントの投影も可能との認識でよろしいでしょうか。	No. 5のとおりです。
7	屋外灯 公共施設	実施要領 P7 11 プレゼンテーション及び ヒアリング	プレゼンテーションでプロジェクターに投影する資料（画面）について、当日資料配布は可能でしょうか。可能な場合、何部ご用意すれば良いかご教示ください。	プロジェクターに投影する資料配布は必要ありません。
8	屋外灯 公共施設	実施要領 P7 11 プレゼンテーション及び ヒアリング	プレゼンテーションには総括責任者の参加が必須となっておりますが、やむを得ない場合は統括責任者が所属する会社の別の人間の参加でも問題ないとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
9	屋外灯 公共施設	実施要領 P9 15 責任分担 (2) 予想されるリスクと責任分担	最優秀提案者として選定された後に世界情勢の悪化等、想定できない要因により賃貸借期間が遅れる場合は不可抗力として協議に応じていただけますでしょうか。	事業者の責に帰さない合理的な理由がある場合は双方で協議の上、対応を決定することとします。
10	屋外灯	仕様書 P1 7 事業対象灯数	「別紙1 屋外灯照明LED化事業 対象一覧」参照とありますが、詳細な位置確認できる資料・データは存在しているか、また、公園灯、スポーツ照明等は公園台帳図の様な詳細に位置が確認できる図面・データは存在しているか、ご教示ください。	詳細な位置が確認できる資料・図面はございませんが、本市では「デジタルツインプロジェクト（DTP）」として、ドローンや360度カメラといったデジタル技術を活用した取り組みを進めており、そうしたデジタルツインデータの提供は可能です。

11	屋外灯	仕様書 P1 7 事業対象灯数	「別紙1 屋外灯照明LED化事業 対象一覧」参照とあり、5/24にその資料を提供（貴市環境課から受領）いただきました。その中で、トイレ部分についてはトイレ施設内の屋内照明も本事業対象内であるのかご教示ください。	トイレ施設内の屋内照明については、対象外とします。
12	屋外灯	仕様書 P1 7 事業対象灯数	「別紙1 屋外灯照明LED化事業 対象一覧」参照とあり、5/24にその資料を提供（貴市環境課から受領）いただきました。その中で、津波避難誘導灯一覧にある照明灯も対象でしょうか。対象の場合、津波避難誘導灯にはソーラー対象照明が存在する場合は、本事業の趣旨から対象外という認識で良いのかご教示ください。	「別紙1 屋外灯照明LED化事業 対象一覧」の【津波避難誘導灯一覧】シートについては、【対象リスト】シートの津波避難誘導灯の所在地等を詳細にまとめたものですので、対象内とします。 なお、津波避難誘導灯は全て「別紙2 機器仕様書」3(16)に示す製品を使用することとし、ソーラー対象照明は存在しません。
13	屋外灯	仕様書 P1 7 事業対象灯数	「別紙1 屋外灯照明LED化事業 対象一覧」参照とあり、5/24にその資料を提供（貴市環境課から受領）いただきました。屋内照明関連の資料も多数存在しておりました。屋内照明LED化は別事業で公告中のため、対象外という認識で宜しいでしょうか。	参加資格があると認めた者に対して交付した資料は、「屋外灯照明LED化事業」「公共施設照明LED化事業」の両資料が含まれています。参加表明した事業以外の資料については対象外となります。
14	屋外灯	仕様書 P2 8 事業内容	既存設置器具の形状（防犯灯・道路灯・ポール灯・フットライト・蛍光灯器具・埋込灯・デザイン灯・投光器 等）が分かる資料をご提示いただけないでしょうか。	既存設置器具の形状を把握した資料はございません。

15	屋外灯	仕様書 P2 8 事業内容 (1) 現地調査 イ	既存設備の調査の結果を踏まえ、不具合や劣化・損傷が発見された場合、更新等の費用の負担は、貴市との認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
16	屋外灯	仕様書 P2 8 事業内容 (2) 電力契約の調査・照合・ 申込み ア	電力供給会社との事前協議は既に済んでいるのか、もしくは本事業公告に伴い事前協議予定が決定しているのであれば、その日程をご教示ください。事前協議が未実施または未定の場合、照明施設の特定できる引込電力柱が記載された契約情報は、電力供給会社から入手済みかご教示ください。	電力供給会社との事前協議は未実施です。また、照明施設の特定できる引込電力柱が記載された契約情報も入手しておりません。
17	屋外灯	仕様書 P2 8 事業内容 (2) 電力契約の調査・照合・ 申込み イ	既設屋外灯の数量を把握し、相違を整合すると表現されています。これらが全てわかる資料を提供頂けると理解していいですか？ (灯具毎の管理リスト等にお客様No、電柱番号、接続数、契約量、管理No等の記載したもの。) 又はアに記載している電力会社と緊密な連携のもと記載されている通り、受注者が電力会社と直接情報交換を行い、情報を網羅するということでしょうか？ 提供資料の道路灯参考では交換灯具まで紐付けることは不可能です。	仕様書8(2)アのとおり、事業者が電力会社と緊密な連携のもと、既設屋外灯に係る電力契約の調査・照合を行い、現地調査結果と突合してください。
18	屋外灯	仕様書 P2 8 事業内容 (2) 電力契約の調査・照合・ 申込み	電力申請について不明、照合等で市側でも過去契約等の確認に時間が掛かる場合、契約期間の猶予を頂くなど別途協議は可能でしょうか。	事業者の責に帰さない合理的な理由がある場合は双方で協議の上、対応を決定することとします。

19	屋外灯	仕様書 P2 8 事業内容 (3) データベースの構築・更新 (道路灯のみ)	道路照明灯管理用地図データについて、既存GISデータ (Shape形式) は貸与いただける想定でよいでしょうか？	既存GISデータの貸与は可能です。
20	屋外灯	仕様書 P2 8 事業内容 (3) データベースの構築・更新 (道路灯のみ)	貸与いただける場合、データのベースマップは何を活用されていますでしょうか。	道路法28条に基づき市が作成した道路台帳図となります。
21	屋外灯	仕様書 P2 8 事業内容 (3) データベースの構築・更新 (道路灯のみ)	ア 道路照明灯台帳データを既設システムへ導入可能な形式 (CSVデータ等) で本市へ納入することとございますが、既設システムへの取り込みに関しては貴市にて対応されるという認識でしょうか。またShape形式等で納品するという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
22	屋外灯	仕様書 P2 8 事業内容 (3) データベースの構築・更新 (道路灯のみ)	データベースの構築・更新 (道路灯のみ) とありますが、それ以外の照明灯データベースの構築・更新は不要という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
23	屋外灯	仕様書 P2 8 事業内容 (3) データベースの構築・更新 (道路灯のみ) イ	イ前項のシステムで管理する必要事項は以下のとおりとする、において (ア) 位置情報 (管理番号) とありますが、既設の照明灯の管理番号 (道路灯、公園灯) に管理番号は付与済でしょうか。管理番号が付与されていない場合、附番付番ルールは決定済みか、ご教示ください。	管理番号は付与されておりません。また、ルールも決まっておきませんので、詳細については、本市と協議の上、決定することとします。

24	屋外灯	仕様書 P2 8 事業内容 (4) 管理台帳の作成	管理台帳の作成(道路灯以外)とありますが、公園灯の管理台帳作成を指しており、道路灯は台帳作成不要と解釈できます。一方で、8.(3)では道路灯にのみデータベースの構築・更新と要求仕様があり、矛盾しているように思われます。道路灯、公園灯それぞれについて、イ 管理する必要項目を基本とした管理台帳として作成し、そのデータベース構築・更新を行うという認識で良いかご教示ください。	道路灯は本市が持つ地図情報システムへ取り込むデータベースを構築することとし、道路灯以外は本事業による賃貸借物件であることが分かるようExcel形式の管理台帳を作成することとしています。 道路灯のデータベース並びに道路灯以外の管理台帳のそれぞれの管理する必要項目は仕様書8(3)イのとおりとし、詳細については、本市と協議の上、決定することとします。
25	屋外灯	仕様書 P2 8 事業内容 (4) 管理台帳の作成	道路灯以外とありますが、公園灯を指しているとの認識です。公園灯において、ウ賃貸借開始後、本市からの異動連絡(修繕・撤去・移設)を受け付け、これに基づき台帳を定期的に更新し、とありますが、異動連絡のある想定数量をご教示ください。道路灯の場合の移管本数は賃貸借期間中で100本を想定とあります。	異動連絡のある数量を措定することは困難と考えております。
26	屋外灯	仕様書 P2・3 8 事業内容 (1) 現地調査 (5) 器具等の設置	現場調査後及び工事期間中の対応について、下記ご教示頂けますでしょうか。①現場調査の結果及び工事期間中に、照明器具のW数、数量等が変更となった場合、契約内容や金額の変更契約の対象となりますでしょうか。②現場調査の結果及び工事期間中に、予定している物品の仕様に変更があった場合、協議し、双方合意した場合、契約内容や金額の変更契約の対象となりますでしょうか。	①②ともに事業者の責に帰さない合理的な理由がある場合は双方で協議の上、対応を決定することとします。

27	屋外灯	仕様書 P3 8 事業内容 (5) 器具等の設置	今回は、既存照明を新規LED照明器具へ交換するものであり、既存設備等をそのまま流用した場合、LED照明器具ではなく、既設配線や既設設備の原因による故障の場合は、受注者の責任ではないと考えます。LED照明器具が要因ではないと原因が特定された場合、交換、保修等の費用負担は貴市との認識で宜しいでしょうか。	事業者の責に帰さない合理的な理由がある場合は双方で協議の上、対応を決定することとします。
28	屋外灯	仕様書 P2 8 事業内容 (6) 管理プレートの設置 ウ	管理プレートの材質は紫外線等の耐候性能はJIS A 1415での試験をクリアしていることと表記されていますが、プレートを使用しないで、管理シールで行いたいと思っています。プレート無しの管理シールでは許可頂けないのでしょうか？	特別な理由があると市が認めた場合に限り、管理シールの使用を許可します。
29	屋外灯	仕様書 P3 8 事業内容 (7) 既設屋外灯（既設LED灯を除く）設備の撤去・リサイクル・廃棄処分	イ 撤去品を項目ごとにそれぞれリサイクルの具体的な内容を報告と記載ありますが、具体的なリサイクル方法をご教授頂きたいです。	事業活動に伴って生じた廃蛍光灯は、「水銀使用製品産業廃棄物」に該当します。関係法令や各種ガイドライン等を遵守の上、適切に対応してください。
30	公共施設	仕様書 P2 8 事業内容 (2) 器具等の設置 キ	施工に伴う、各種備品などの移動については原則、事業者とございますが世界遺産熊野本宮館や美術館などの展示品、重要文化財などについての移動は協議可能との認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

31	公共施設	仕様書 P2 8 事業内容 (2) 器具等の設置 シ	天井材のアスベスト含有の可能性についてです。原則器具交換、新たに開口を設ける必要がある箇所はランプ交換が協議の上、可となっておりますが開口が必要かどうかは現地調査の上、数量が判明する内容です。提案時は箇所数などは不明の為、現地調査後の協議対象との認識でよろしいでしょうか。	現地調査において、機器等の取付けが困難であるもの、あるいは疑義が生じるものが判明した場合は、本市に報告するとともに、対応について協議してください。
32	公共施設	仕様書 P2 8 事業内容 (2) 器具等の設置 シ	新たに開口を設けない場合においても照明器具の取り付けに当たりアスベストが飛散する恐れのある器具はランプ交換の認識でよろしいでしょうか。	現地調査において、機器等の取付けが困難であるもの、あるいは疑義が生じるものが判明した場合は、本市に報告するとともに、対応について協議してください。
33	公共施設	機器仕様書 P2 3 各器具の使用 (6)	項目3-(6)「器具等は、JIL5004公共施設用照明器具の「ベースライト形」「ダウンライト形」「高天井形」全てに登録対応機種を持つメーカーの製品とすること。」とありますが、「ベースライト形」「ダウンライト形」「高天井形」において登録対応機種を持つメーカーの製品であることとの理解でよろしいですか。	お見込みのとおりです。
34	公共施設	機器仕様書 P2 3 各器具の使用 (10)	電線や吊りボルトなど既存流用部分が劣化しており、・・・事業者の負担で交換とありますが提案時の情報では箇所数が不明の為、現地調査後の協議事項との認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
35	公共施設	機器仕様書 P2 3 各器具の使用 (10)	上記に続き、提案時に金額を見込む場合は見積をするために必要な情報(劣化内容、箇所数)をお示してください。	既存流用部分の劣化状況は把握できていないことから、劣化状況は見込まずに提案してください。

36	公共施設	機器仕様書 P2 8 事業内容 (2) 器具等の設置 オ	デザイン灯に関してのみランプ交換を可とすると記載がありますが特殊器具(特注器具)についてもランプ交換を認めて頂ける認識でよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
37	公共施設	機器仕様書 P2 8 事業内容 (2) 器具等の設置 コ	照度計算については、代表の部屋のみでよろしかったでしょうか。	仕様書8(2)コにおいて、設置前後の照度測定を実施し、その結果を書面にて報告することを求めていますので、原則、更新対象としているものについては、全て照度測定を行ってください。ただし、レイアウトが類似する部屋を集約することは可とします。
38	屋外灯 公共施設	対象リスト	配布資料の対象リストに準じた、既存電気代を明記した資料等はないでしょうか。関西電力の請求書いただきましたが、抜けがあるように思われます。請求書の読み方によっては、各参加グループの金額が、ばらばらになるのではないのでしょうか。あくまでも、ベース金額なので、統一する必要があると思われ ます。	提案資料の積算にあたり、定額制(定額電灯・公衆街路灯A)については、関西電力(株)が公表している2024年4月現在のW数に応じた電灯料金単価を使用してください。 従量制(従量電灯・低圧電力・高圧電力)については、便宜上、下記のとおり、契約種別ごとに統一することとします。 なお、対象リストごとの契約種別・単価をまとめた一覧表を電子メールにて配布いたしますので、そちらもご覧ください。 【従量制単価】 従量電灯22.0円/kWh 低圧電力14.0円/kWh 高圧電力17.0円/kWh

39	屋外灯 公共施設	対象リスト	②既設照明電気料金、⑤LED照明電気の計算について電気料金集約内訳書を参考とした場合、提案者ごとに削減金額のばらつきが出る可能性がございます。提案時の条件を統一する為、各施設の電気料金単価をお示しいただけないでしょうか。	No. 38のとおりです。
40	屋外灯	対象リスト	道路灯リストで、W数が不明だがLED化が済んでいる46基について、提案時の条件を統一する為、46基のW数の内訳をお示しいただけないでしょうか。	46基全て400Wと仮定して、積算願います。
41	公共施設	対象リスト	項目2に「※非常灯・避難誘導灯は本事業の対象外とする」とありますが、ご提供いただいた対象リストEXCELデータの一部の施設には非常灯・避難誘導灯が含まれているようです。対象リストの通り非常灯・避難誘導灯は対象(含まれる)との認識でよろしいですか。	仕様書のとおり、非常灯・避難誘導灯は対象外とします。
42	公共施設	対象リスト	ご提供いただきました対象リストにおいて、非常照明と思われる機器が対象にされており、点灯時間が(一例)点灯時間9時間、点灯日数250日と記載がありますが、一般的な点灯時間にとらわれず、ご提供いただいたデータ値で各種削減計算をしてよろしいですか。	図面と配布リストとの相違については、現地調査結果を優先します。 提案にあたっては、配布リストのデータ値を正と判断して積算してください。
43	公共施設	対象リスト	ご提供いただいた対象リストと図面において、数量・仕様の不一致が散見されますが、対象リストの数量・仕様を(正)と判断してよろしいですか。	図面と配布リストとの相違については、現地調査結果を優先します。 提案にあたっては、配布リストのデータ値を正と判断して積算してください。

44	公共施設	対象リスト	対象リストにおいて、通常1行1機種という理解でありますが、1行に多機種の製品が該当されると思われる箇所があります。その場合、数量の多い機種で算出いただくことよろしいですか。	図面と配布リストとの相違については、現地調査結果を優先します。 提案にあたっては、配布リストのデータ値を正と判断して、1行1機種として積算してください。
45	屋外灯 公共施設	その他	入札保証金は不要との認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
46	屋外灯 公共施設	その他	契約保証金は不要との認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
47	屋外灯 公共施設	その他	契約保証金、入札保証金は免除という認識でよろしいでしょうか。また、免除の際に必要な書類等がございますでしょうか。	No. 46・47のとおりです。
48	屋外灯 公共施設	その他	契約保証金が必要な場合についてです。貴市の契約規則33条1項8号には契約保証金の納付免除として契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと市長が認めるときとありますが、条件として国又は地方公共団体を契約の相手方とするLED照明の賃貸借期間が満了した案件の契約書を2件提出との認識でよろしいでしょうか。	No. 46のとおりです。
49	屋外灯 公共施設	その他	質疑の回答内容によってあらたな疑義が生じた場合、提案書提出日までに追加の質疑を行うことを認めていただくことは可能でしょうか。	可としますが、追加質疑の内容によっては、回答に時間を要する場合がありますので、ご注意ください。